

## 令和5年第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月7日（金） 午後2時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 9名  
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 境 良一  
鎌賀和夫 太田桂子 田代和弘 齋藤英次  
加悦雅浩
4. 欠席委員 3名  
谷山次則 松下清史 宮本久美子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 中村委員 安田委員
6. 議 事
  - (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第23号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和5年第7回の総会を開催いたします。本日は、谷山、松下、宮本委員がご欠席ですが、定数の過半数以上の委員がご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 7月29日で今期の農業委員、最適化推進委員の任期満了となります。今回が最後の総会となります。今期は、農地集積や業務の明確化をテーマに取り組んでまいりました。少しずつ先が見えてきた様に思います。これも皆様方のご尽力の賜物と存じ上げます。しかしまだまだの部分もありますので、今後の3年間皆様方といっしょに取り組んで行きたいと

思います。どうぞよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと安田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番について事務局といっしょに確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は23年、農機具を所有し、主たる作物は米、たまねぎ、大豆になり、3条の要件は満たしているものと思われま。なお、譲受人はここ数年で農地を複数譲り受けているため、許可の際には、必ず田として耕作するよう適正な管理をお願いする通知を送付予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

田代委員 農業振興地域であると認識しているが、除外が出来るのか。

事務局 詳細は所管課の農林水産課との協議となり、農振地域の中の一區画で

あるため厳しいと思われます。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の中村委員からご説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番についても事務局と現地確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は5年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地周辺は宅地化が進んでいる地域でもあり、許可の際には、3条で受けた以上農地として保全管理をお願いする通知を送付予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案第21号について2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番については申請書類不備のため取り下げられましたので、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は7ページです。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人です。申請地は付近の宅地化が進んでおり、主要な幹線道路も近く利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画用途地域内にある農地で、第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、花園町に居住する個人で、経営する会社の駐車場が不足していたところ、申請地は、会社から近く、前面道路が広いことから駐車場として利用しやすいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の松下委員ですがご欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、新開町の宗教法人ですが、今年新たに神殿が完成することなどから参拝客が大幅に増えることが予想され、駐車場敷地の拡張を考えたところ、申請地が、境内地に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われませんが、不許可の例外である既存敷地の拡張に当たるため許可は可能と思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第22号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第23号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。12ページの30番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。31番から35番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に13ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が6,129㎡、樹園地が1,101㎡、合計が7,230㎡となっています。次に15ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第7回総会時点での令和5年の累計は、基盤法によ

る利用権の再設定が 54,583 m<sup>2</sup>、農業公社による利用権の新規設定が 42,707 m<sup>2</sup>、所有権の移転は 11,311 m<sup>2</sup>です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 23 号について承認します。次に報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。16 ページをご覧ください解約件数は 1 件、総合計は 1 筆で 1,752 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上をもちまして令和 5 年第 7 回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 中村 英子 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印